

千葉県報

定例
令和6年11月8日

第13989号

報

県

葉

千

令和6年11月8日(金曜日)

主要目次

- 告示 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除 一
- 告示 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除(二件) 一
- 告示 国定公園の公園事業の変更 一
- 告示 土地改良区定款の変更認可(三件) 二
- 告示 昭和六十一年千葉県告示第三百九十二号の一部を改正する告示 二
- 告示 千葉県収入証紙売りさばきの廃止 二
- 告示 公安委員会告示 二
- 告示 警備員指導教育責任者講習の実施(二件) 二
- 告示 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 五
- 告示 特定調達公告 五
- 告示 落札者等の公告(二件) 五

告示

示

千葉県告示第五百五十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、令和六年千葉県告示第五百五十三号(土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定)で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和六年十一月八日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定を解除する区域 八千代市緑が丘西七丁目一番三の一部(別図のとおり)
 - 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン及び一・二・ジクロロエチレン
 - 三 当該区域において講じられた実施措置 土壌汚染の除去
- (「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第五百五十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和四年千葉県告示第四百六十五号(土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定)で指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の一部について次のとおり指定を解除する。

令和六年十一月八日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定を解除する区域 茂原市上茂原字八王子五三四番二の一部、五三四番三の一部、五三五番一の一部、五三五番二の一部、五三五番三の一部、五三六番一の一部、五三六番二の一部、五三六番三の一部及び五五一番一の一部並びに字肥沼四五七番一の一部、四四八番の一部、四五九番の一部、四六〇番二の一部及び四六〇番三の一部(別図のとおり)
 - 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
 - 三 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去
- (「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第五百五十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和六年千葉県告示第五百五十四号(土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定)で指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和六年十一月八日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定を解除する区域 八千代市緑が丘西七丁目一番二及び一番三の一部(別図のとおり)
 - 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
 - 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
 - 四 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置 なし(土壌汚染対策法第十一条第一項に該当しないことが判明したため。)
- (「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第五百六十号

自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第九条第二項の規定により、南房総国定公園に関する次の公園事業を変更した。

その関係図書は、千葉県環境生活部自然保護課において縦覧に供する。
令和六年十一月八日

千葉県知事 熊谷 俊人

事業の名称	事業の種類	事業の位置	変更年月日
グラウンドメル キュール南房総リ ゾート&スパ	宿舎	南房総市(富浦町 多田良)	令和六年十一月八日

千葉県告示第五百六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、市原市安須土地改良区の定款の変更を令和六年十月二十二日付けで認可した。
令和六年十一月八日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第五百六十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、天羽土地改良区の定款の変更を令和六年十一月七日付けで認可した。
令和六年十一月八日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第五百六十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、香取市水郷土地改良区の定款の変更を令和六年十月二十二日付けで認可した。
令和六年十一月八日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第五百六十四号

昭和六十一年千葉県告示第三百九十二号(港湾施設の概要)の一部を次のように改正する。
令和六年十一月八日

千葉県知事 熊谷 俊人

表木更津港の項外郭施設(防波堤)の目の前に次のように加える。

水域施設 (泊地)	江川泊地	木更津市久津間 字弁天地先	面積 三、六〇〇平方 メートル
		水深 マイナス二メートル	

表木更津港の項外郭施設(護岸)の目中「七八メートル」を「二九メートル」に改め、同目に次のように加える。

江川地区護岸三	木更津市久津間 字弁天地先	延長 一〇〇メートル
---------	------------------	------------

表木更津港の項臨港交通施設(道路)の目江川進入路(二)の節中「一三四メートル」を「一六七メートル」に改め、同目に次のように加える。

江川進入路(三)	木更津市久津間 字弁天地先	延長 一五九メートル
----------	------------------	------------

表木更津港の項臨港交通施設(道路)の目の次に次のように加える。

臨港交通 施設(駐 車場)	江川地区駐車場	木更津市久津間 字弁天地先	面積 一〇、一五八平方 メートル
---------------------	---------	------------------	---------------------

表木更津港の項荷さばき施設(荷さばき地)の目に次のように加える。

江川地区荷さばき 地	木更津市久津間 字弁天地先	面積 四、〇六三平方 メートル
---------------	------------------	--------------------

表木更津港の項港湾環境整備施設(緑地)の目に次のように加える。

江川地区緑地	木更津市久津間 字弁天地先	面積 三、三七九平方 メートル
--------	------------------	--------------------

千葉県告示第五百六十五号

千葉県収入証紙規則(昭和三十三年千葉県規則第十二号)第七条第五項の規定により、次の者から千葉県収入証紙の売りさばきを廃止する旨届出があった。
令和六年十一月八日

千葉県知事 熊谷 俊人

売りさばき人の 名称	売りさばき人の 所在地	売りさばきの場所	廃止年月日
一般社団法人千葉 県安全運転管理協 会	千葉市中央区長洲 一丁目二二番三号	千葉市中央区長洲一 丁目二二番三号	令和六年三月三十 日

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第41号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。
令和6年11月8日

<p>千葉県公安委員会委員長 佐久間 英 利</p> <p>1 講習に係る警備業務の区分 法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務 (以下「2 号警備業務」という。)に係る講習</p> <p>2 講習の期日及び時間 令和 7 年 1 月 1 4 日 (火曜日) から 2 1 日 (火曜日) まで (千葉県の休日に関する条例 (平成元年千葉県条例第 1 号) 第 1 条に規定する県の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>3 講習の場所 千葉市中央区新田町 4 番 2 2 号 サンプライト 7 階</p> <p>4 受講対象者</p> <p>(1) 最近 5 年間に 2 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成 1 7 年国家公安委員会規則第 2 0 号。以下「規則」という。) 第 4 条に規定する 1 級の検定 (2 号警備業務に係るものに限る。)に係る法第 2 3 条第 4 項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (2 号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 2 号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和 6 1 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。) 第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (2 号警備業務に係るものに限る。)に係る旧規則第 8 条の合格証 (以下「合格証」という。)の交付を受けている者</p> <p>(5) 旧規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (2 号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して 1 年以上 2 号警備業務に従事しているもの</p> <p>5 受講定員 4 0 人</p> <p>6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>7 受講申込手続等</p> <p>(1) 受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者 (以下「受講希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署 (千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署)に提出すること。</p>	<p>なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。</p> <p>イ 受講申込票受付期間等 令和 6 年 1 2 月 2 日 (月曜日) から 6 日 (金曜日) までの午前 9 時から午後 4 時まで</p> <p>(2) 受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。</p> <p>(3) 受講手続等</p> <p>ア 受講手続 受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和 5 8 年国家公安委員会規則第 2 号) 別記様式第 1 号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。</p> <p>イ 受講申込書受付期間等 令和 6 年 1 2 月 2 3 日 (月曜日) から 2 7 日 (金曜日) までの午前 9 時から午後 4 時まで</p> <p>ウ 添付書類</p> <p>(ア) 4 (1) に該当する者 2 号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面 (以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>(イ) 4 (2) に該当する者 合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 4 (3) に該当する者 合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 4 (4) に該当する者 合格証の写し</p> <p>(オ) 4 (5) に該当する者 合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(4) 受講手数料等</p> <p>ア 受講手数料 3 8, 0 0 0 円</p> <p>イ 納入方法 受講申込書提出時に納入することとし、その詳細については、千葉県警察本部のホームページ等に記載する。</p>
--	--

<p>合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し (エ) 4(4)に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し (オ) 4(5)に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し (4) 受講手数料等 ア 受講手数料 14,000円 イ 納入方法 受講申込書提出時に納入することとし、その詳細については、千葉県警察本部のホームページ等に記載する。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。</p> <p>8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110</p>	<p>みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 笹田賢一 東京都千代田区丸の内一丁目三番三号 5 変更年月日 令和三年十一月二十二日及び令和六年四月一日 二 届出年月日 令和六年六月二十六日 三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び木更津市経済部産業振興課</p>
<p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年十一月八日から令和七年三月十日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年十一月八日から令和七年三月十日までに、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年十一月八日 千葉県知事 熊谷 俊 人</p> <p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーヨーデイツー木更津潮見店 木更津市潮見三丁目四番ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 笹田賢一 東京都千代田区丸の内一丁目三番三号</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 飯盛徹夫 東京都中央区八重洲一丁目二番一号</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等</p>	<p>【掲載順序】 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 ①千葉県警察グループウェアサーバ機器等貸借 一式 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉県中央区長洲一丁目9番1号 ③令和6年9月10日 ④株式会社JEC 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 ⑤769,395,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年7月30日</p> <p>落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和6年11月8日 千葉県知事 熊谷 俊 人</p> <p>【掲載順序】 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 ①高線量率リモーターシステム 一式 ②千葉県がんセンター事務</p>

特 定 調 達 公 告

局 千葉県中央区仁戸名町6-6-6番地2 ③令和6年8月30日 ④日本電子応用株式会社
社 東京都江戸川区東小松川四丁目3-6番5号 ⑤69,300,000円 ⑥一般競争
入札 ⑦令和6年7月19日

購読料 本号 一部 一八円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号 千 葉 県
購読申込先 ○四三(二二三)二六五八